

6 実現化方策の検討

■ 6-1 景観施策展開の検討

ガイドラインの効果的かつ有効な活用を図るとともに、それを実現・具現化していくための方策や推進体制の構築など、景観形成の仕組みづくりも併せて検討する必要があります。

（１）周知・PR

景観形成に関する市民意識を高めるため、市民・事業者への効果的な情報提供の手法を検討する必要があります。

また、市民・事業者・行政の協働による景観形成を推進するため、ガイドライン策定段階における市民意見の反映や地元合意形成、ガイドラインに関する市民への周知や景観形成に向けた意識啓発などを行っていく必要があります。

（２）ガイドラインによる景観誘導

各種法律の適切な運用を図るとともに、地区計画制度や緑地協定等の各種制度や施策の活用、建築物や屋外広告物等のコントロール、まちづくりや景観形成に資する支援策の構築など、具体的かつ効果的な規制・誘導手法を検討する必要があります。

① 景観形成ガイドラインパンフレットの作成

景観形成ガイドラインに基づく効果的な景観まちづくりを推進していくためには、市民や事業者の協力が必要不可欠です。

そのため、策定したガイドラインについて、分かりやすく説明したパンフレット等を作成し、景観形成の考え方や誘導イメージ、街並みの事例など、結城らしい景観や美しい風景を市民等に周知するとともに共有化を図ります。

② 景観形成ガイドラインの周知と景観意識の高揚

建築士会や地元工務店、看板業者等に対しても、パンフレット等を配布、説明することにより、広く周知し、市民、事業者の協力体制の強化を図ります。

あわせて、景観形成ガイドラインの内容をより広く市民等に周知するとともに、景観まちづくりに対する意識高揚を図るため、広報誌等を活用しながら、ガイドラインの詳細について定期的な情報提供を行っていきます。

③ 景観形成ガイドラインから始める景観まちづくり

景観形成ガイドラインは、市民等の自発的な景観まちづくりの展開や、本市の総合的な景観形成を図っていく上での第一段階と捉え、今後の景観施策展開に有効に活用していくものとしします。

- ・緑化の推進，平地林の保全
- ・屋外広告物の規制・誘導
- ・公共施設のデザイン向上
- ・住宅開発や商業・工業施設のデザイン誘導 など

(3) 景観法等の活用

① 景観行政団体への移行

景観行政団体とは、「景観法」を活用した景観行政を推進する自治体で、県知事と協議し、知事の同意を得ることで「景観行政団体」となります。

景観行政団体になると、地域性を考慮した「景観計画」を策定し、建築物の新築や改築などに対して届出、または勧告を基本とした緩やかな規制誘導を行うことができ、より実効性のある景観行政を行うことができます。

② 景観法に基づく景観計画の策定

景観計画は、景観行政団体が、景観法に基づき良好な景観の保全・形成を図るために定める計画で、さらに法的な拘束力を高めるとともに、規制・誘導や事業などの取り組みを推進することにより、市民・事業者・行政の協働による景観形成を図ることができます。

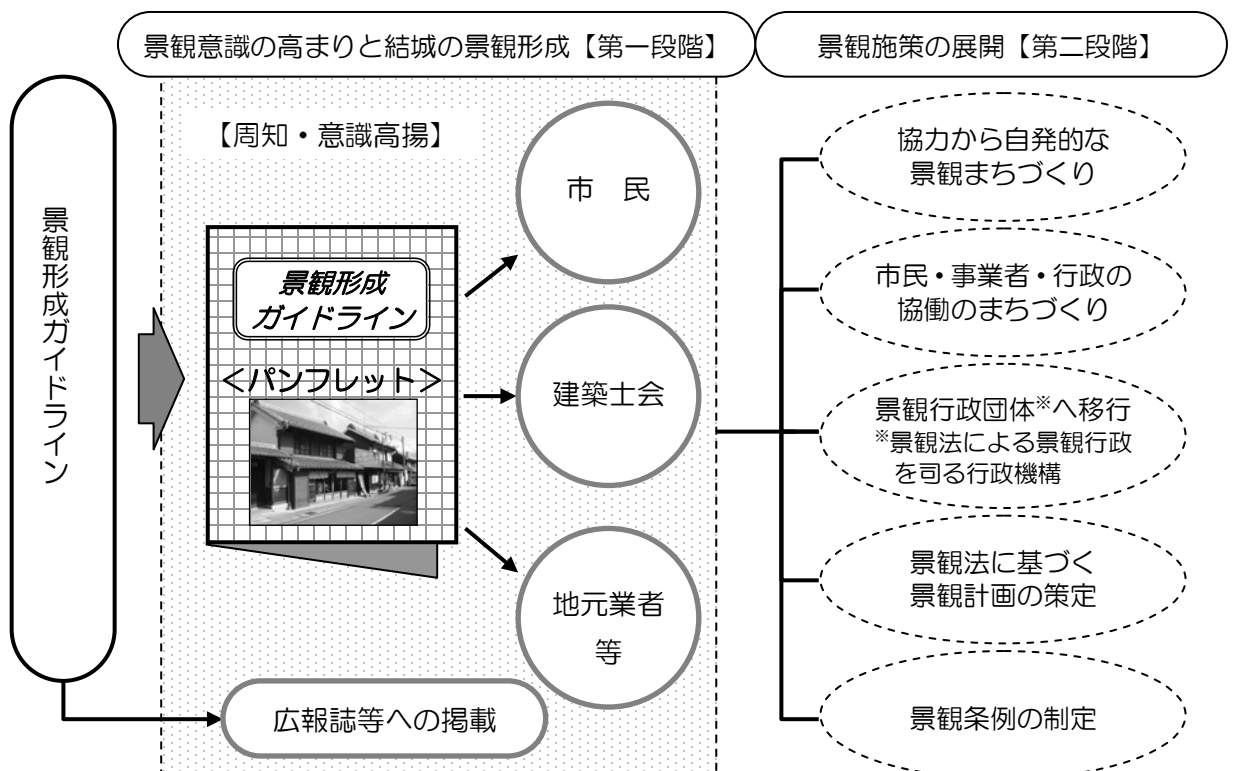
本ガイドラインは、景観形成基準の下地として有効に活用できるものと考えられます。

③ 景観形成重点地区の指定

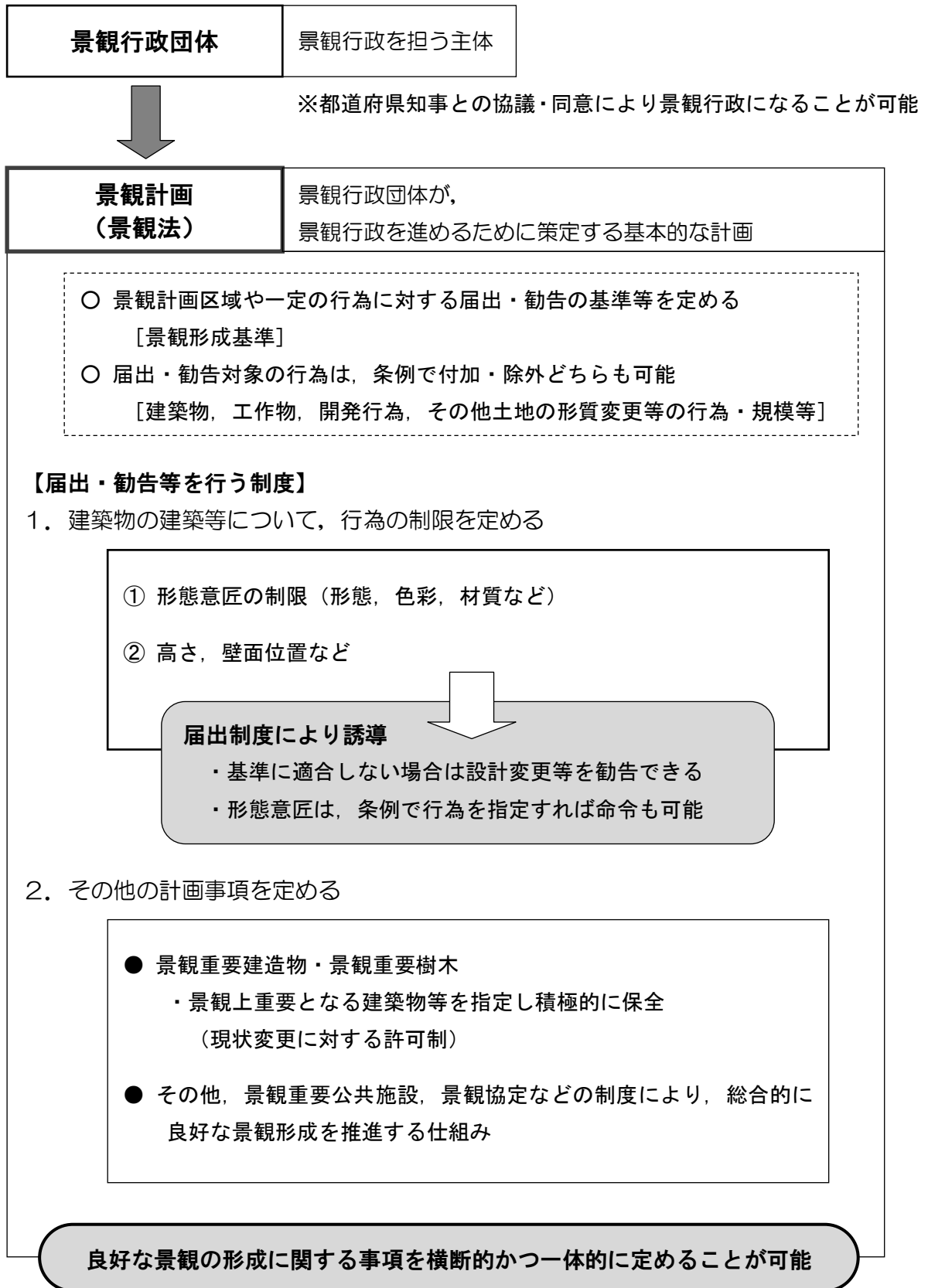
景観法に基づき、特に先導的かつ重点的に景観形成を図るべき地区を「景観形成重点地区」に指定することができ、都市計画等の手法を活用して推進することができます。

④ 景観条例等の制定

本市における景観形成の基本的な考え方、市民や事業者に対する支援策などを明らかにし、一定の法的な規制・誘導方策（特定の区域についての具体的な基準等）により、市民・事業者・行政が協働して景観形成を推進していくため、「景観条例」など条例等を制定することが考えられます。



■ 景観法に基づく景観計画の概要



■ 景観計画区域と景観形成重点地区に定める事項の概要

● 景観計画区域 [景観計画で区域を定める]

- 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導
- 建築物・工作物のデザイン・色彩等は、条例を定めることにより変更命令が可能
(具体的な基準や届出対象行為については、景観行政団体が条例で定める)

【景観計画に定める事項】

■ 必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

■ 選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
など

● 景観形成重点地区

- 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区を指定
- 建築物や工作物のデザイン・色彩その他の意匠について景観確認制度を導入
- 建築物等の高さや壁面の位置、敷地面積の最低限度については建築確認で担保
- 土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能

【都市計画で定める事項】

- 種類 ○ 位置 ○ 区域 ○ 面積 ○ 名称
- 建築物の形態意匠の制限

必須事項

- 建築物の高さの最高限度又は最低限度
- 壁面の位置の制限
- 建築物の敷地面積の最低限度

選択事項

【条例で定める事項】

- 工作物の形態意匠・高さの最高限度及び最低限度の制限
- 開発行為（土地の形質変更、伐採等）その他政令で定める行為の規制

選択事項

■ 6－2 景観形成に向けた役割分担

良好な景観づくりは、市民・事業者・行政など本市の景観づくりに関わる全ての主体が、以下に示すような役割分担と連携のもとで、取り組んでいくことが不可欠です。

（１）市民の役割

市民は、本市の有する歴史・文化等の固有の景観に対する認識を深めるとともに、自らが景観まちづくりの主体であることを自覚し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

また、市全体の良好な景観まちづくりを進めるため、市が実施する各種施策に協力することが求められます。

（２）事業者の役割

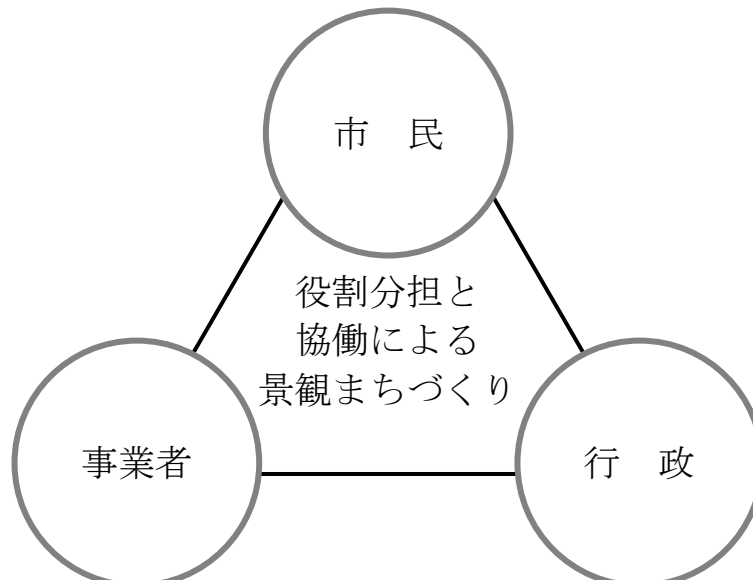
事業者は、事業活動が景観まちづくりに大きな影響を及ぼし、また、事業所等の建築物や屋外広告物が景観を構成する重要な要素であることを十分認識し、自主的かつ積極的に良好な景観まちづくりに努めるものとします。

また、市が実施する各種景観施策に協力することが求められます。

（３）行政の役割

市は、良好な景観の形成の促進に関し、国や関係機関等との適切な役割分担と連携を図りながら、良好な景観まちづくりを推進するための施策を総合的に策定し計画的に実施するとともに、景観法等その他の法令による制度を有効に活用し、施策の実効性を確保するよう努めるものとします。

また、庁内の横断的な連絡・調整の機能を強化し、その調整結果を踏まえて関連する各行政担当が景観を尊重した施策を推進し、良好な景観まちづくりの先導的な役割を果たさなければなりません。さらに、市民等がガイドラインに基づく景観まちづくりに積極的に取り組めるよう、新たな助成・支援制度等を検討していくことが求められます。



■ 6-3 景観形成の推進体制

本市の景観まちづくりをさらに効果的に推進できるよう、次に示すような推進体制を検討します。

(1) 庁内推進体制の構築・充実 【行政】

都市基盤などの各種公共事業施行の際に、行政が主体的かつ先導的に景観形成を図るとともに、関係部局との横断的な推進体制を検討する必要があります。

また、景観法等に基づく具体の景観誘導を図っていく際には、景観に関わる関係課などとの連絡調整の強化や届出・審査の事務処理、市民及び事業者に対する行政窓口としての役割を担うため、景観行政を総合的に担当する組織の設置についても必要に応じ検討するものとします。

(2) 景観まちづくりへの参画機会と組織形成 【市民等】

結城市のよりよい景観形成に資するため、市民として景観について考える機会や組織をつくることが重要です。例えば、本景観形成ガイドライン策定に参画した「景観ワークショップ」を継続的に活用していくことや、新たな組織化を図っていくことなどが考えられます。

また、地域に根ざした景観まちづくりを効率的に推進していくため、景観まちづくりに関連するNPOやボランティア組織などの設立を促すとともに、これらのリーダーとなる担い手の育成を進める必要があります。

(3) 景観アドバイザー制度等の導入検討 【専門家】

ガイドラインを効果的・効率的に運用していくため、ガイドラインに基づいて必要となる建築物等のデザイン・色彩、緑化などについて、その適合条件や様々なアドバイスを専門的見地から指導・助言を行える専門家が必要です。

そこで、地元をはじめとした有識者等で構成される景観アドバイザー制度の導入を検討していくことが重要です。